

「小規模維持補修工事等に係る施工体制確認型契約方式」に関する質問・回答

番号	質問	回答
1	除雪業務を含む工区の見積書の提出に当たり、単価を全て1円単位で記載した場合、その取扱いはどのようになりますか。	除雪に係る見積書の単価については、入札公告及び見積書備考欄に100円単位での記載を要件とする旨を記載しています。そのうえで、特別の定めがある場合を除き、100円未満の単位の金額が記載された見積書は無効となります。
2	価格提案書に記載した単価の金額について、特定者となって提出する見積書の金額は異なった金額を提示してもいいのですか。	価格提案書の金額と見積書の金額は、異なっても構いません。しかし、価格提案書に記載された単価により特定者となったため、その単価を超えた額を提示することはできません。なお、見積書の金額が、予定価格を超えているときは採用となりませんので、見積書の再提出(再提出は3回まで)となります。
3	共同企業体で応札する場合、入札参加資格を取得するために、提出する書類はどのようなものですか。	共同企業体として、入札参加資格申請書とともに、以下の関係書類を提出してください。 ①特定共同企業体協定書(様式2) ③構成員の納税証明書 ④法定外労働災害補償制度加入書類 (事務所で確認できる場合は省略可) ⑤その他事務所で必要とする書類(事務所で求める書類がある場合は、入札公告に記載しています)
4	試行要領第4第3項で、「提案は単体企業又は共同企業体のいずれかにより……」としているが、共同企業体の参加者は、別の参加可能な工区において単体で提案できるのか。	共同企業体に参加している構成員は、単体により複数の工区に提案参加することはできません。また、他の共同企業体の構成員となることもできません。
5	契約書に貼付する収入印紙の額はいくらですか。	契約書1通につき200円の印紙を貼付してください。
6	この契約の契約保証金はどのように算定するのか。	小規模維持補修工事の保証金は、6請負契約書の小規模維持補修工事請負契約書(契約単価表)の別表1契約単価に予定数量を乗じた額の合計額の10分の1以上(1円未満端数切り上げ)の額となります。 除雪業務を含む契約の保証金は、別表1及び別表2の1(1)と(3)の単価に予定数量を乗じた額に、別表2の1(2)機械管理費の単価を合計した額の10分の1以上(1円未満端数切り上げ)の額となります。
7	小規模維持補修工事(道路維持補修)において、下請けは認められますか。	区画線工事等の専門業種以外の下請けは、原則として認めていません。 また、当該工事が予想されるもので下請け先が判明している場合は、施工体制提案書に記載してください。
8	小規模維持補修工事における現場代理人及び主任技術者は、年間を通じて一人の者に定めなければいけませんか。	工区毎に現場代理人及び主任技術者を定めて現場に配置し、発注者に通知してください。

「土木施設における小規模維持補修工事試行要領」に関する質問・回答

番号	質問	回答
1	<p>「土木施設における小規模維持補修工事試行要領」第9の2項で規定している軽微な作業とはどのようなものですか。</p> <p>また、応急処理作業は月毎にまとめ、翌月10日まで支払いの対象とできないですか。</p>	<p>軽微な作業とは、通報現場の確認や落下物の撤去、短時間のバリケード・立て看板の設置等簡易な作業を想定しています。</p> <p>なお、応急処理作業については、まとめて支払うことができるとしていますが、個別業務毎に支払う必要があれば、個別に措置することもできます。</p> <p>また、翌月10日までの支払いは、月毎の期限を設定したものであり、それ以前でも随時支払い対象とすることができます。</p>